

の褒章は、彼の実績に対するものか否か定かでないが、鷹居社の成立以前に、隼人政策を担う人物として宇佐の地に居住していた可能性が強く、また、法蓮は医術に精通しており、その方面での褒章ともいわれている。養老四年（七二〇）に起きた隼人の乱の時、豊前国司宇奴男人に率いられた軍が八幡神を奉じて、宇佐の地から大隅方面へ向かったとされている。法蓮は医術に優れていたとされ、この隼人の乱において彼は軍医として活躍した可能性が高いことがあげられる。『託宣集』には「三角の池」周辺の野仲郷の地に藁草が幽深としていたと記されており、法蓮僧に関与したものである。令の規定では僧尼に認められた医術は、仏教に基づく呪文・湯薬・道教的呪術の行役であったという。

こうして、八幡社は天平三年（七三一）に官幣社として朝廷の直接支配を受けるようになり、神宮寺とされている法鏡寺や虚空蔵寺は弥勒寺へと発展するようになる。後に八幡神は朝廷（平城京）に迎えられ、上京した巫尼大神杜女おみわのもりめは従四位下、主神司大神田麻呂は従五位下に任せられ大神朝臣の姓を授かったが、数年後に二人は失脚させられてしまうのである。続いて、宇佐公池うさきいけのかみ守と辛島勝与からしまかつよ曾女そめが任せられ、道鏡の支持を受け、神護景雲三年（七六九）道教を神託として奉じたが、これも後日追放となってしまう。宇佐八幡宮の朝廷接近は活発な託宣活動により再び復活を見せ、八幡神と仏教との神仏習合体の先駆

的現象を見るようになる。

二 修験道と遺跡

豊前国では、修験道遺跡として豊前市求菩提山をあげることができる。

求菩提山の信仰

求菩提山は、北部九州の豊前市大字求菩提に位置する。標高七八二びの山で、犬ヶ岳

（一一三〇び）を主峰とする大日岳・小屋岳・経読岳・飯盛山・国見山の連山から成る山々の一角に求菩提山は存在する。

求菩提山の歴史は古く、平安時代後期（十二世紀前半ごろ）からとされているが、『求菩提山雑記』によれば、

豊前国求菩提山は神靈奇譚を示し給う山にして往古は絶頂常に奇雲たなひき夜毎に金光起こりて衆峰を照らす遠近是を仰ぎ見て奇異の思ひを成幾春秋なるとをしらす是偏に神明降臨の徳を顕し玉ふ故地なり其金光の起し候所を今繕に辰口と言って石間に穴あり此穴より出る気いと暖にして三冬といへども其邊り今に到りて積雪なし

とあるように、古来から神霊の給う山として奉られ、山頂の上宮には国玉神社とその背後に巨石群が鎮座していて、その辰口から金光を発していたと解される。金光は火山の作用があったらしく、最近まで水蒸気が出ていたとも聞いているが、山岳信仰は自然発生的なものであり、その発生現象に神霊と融合して崇拜の念が生まれたものとも考えられる。

そして、継体天皇二十年（五二六）に猛覚魔ト仙が金光を訪ねて山頂に登り「顕國靈神の祠」を建て、開山したのが始まりとされる。ト仙は威奴岳に住む八鬼の山霊が強暴なため、降伏して絶頂に一つの甕を置きその中に封じ、人々を安泰せしめたと伝えられている。甕を埋納した所を「甕の尾」といって、現在に至るまで一月八日に鬼会の修法が行われている。

その後、養老四年（七二〇）に行善和尚が、隼人の乱の際に白山大権現の勅宣により求菩提山において祈祷し、その報賽として山中に求菩提山護国寺を建立したことが記されている。

近年、当山における文化財調査で、六世紀ごろの土器類が発見されており、前記継体天皇二年記事を実証できる一資料として注目されている。

中野幡能は「猛覚魔ト仙」について次のように記している。

この地方には、古くから韓国の渡来人も多いので、朝鮮の民俗宗教も多かった。このような影響下に発生したのが、『豊国奇巫』による信仰であろうと思われる。（略）『豊国奇巫』は神人一如の新しい宗教者であり、医師でもあった。かかる人々を称して、里人は「猛覚魔ト仙」と称したのではなからうかと結んでいる。

初期の入山者

六く九世紀ごろにかけて、求菩提山に関わり入山した僧侶は、猛覚魔ト仙を初めに五・六人いる。それらをあげてみよう。

・「役行者」 求菩提山縁起創作にあたって、文武天皇の役行者説を位置付けるため、ト仙人物をあてがったものか。

・「行善」 養老四年（七二〇）隼人の反乱に際して祈祷したのに始まり、その報賽として、伽藍建立を許され、求菩提山護国寺を創設する。また、大日窟・普賢窟・多聞窟・吉祥窟・阿弥陀窟の五石窟は行善の業績とされている。

・「仁聞」 養老二年（七一八）に六郷山を開基したとされる。いろいろな伝説があり、中野幡能は人母菩薩説をとり、応神八幡神を生み出す以前の社会の神として比咩神を称するものとしている。

・「行基」 神亀三年（七二六）に行善和尚を訪問したと雑記は記載している。

・「最澄」 延暦年中（延暦二十二年ごろ）に遣唐使船を祈願した際の来訪と弘仁五年（八一四）に宇佐や田河春香岳に来て法華経を講じている時の来訪。

これらの僧侶が求菩提山に来日したと雑記は記しているものの、信憑性に欠けているものがあり、内容の検討が必要とされている。

行善の業績とされている石窟事業は、延喜年間に行善から智賢が山中に座して修行し、その智賢に師事した賢清が石窟の業

績を残したため、後日、行善の治績となった可能性があると考えられている。求菩提山中における石窟の成立がいつごろから始まったのか史料の上では明らかでないが、岩洞窟等の彩色飛天彫画は平安時代末まで遡るものとされ、石窟の成立が平安時代若しくはそれ以前にまで考えられそうである。

重松敏美によれば、求菩提山の石窟は左記のものが知られている。しかし、ここにあげたすべてが平安時代まで遡るとは考えられず、なかには名称も定かでないものもある。

大日窟・胎藏窟・普賢窟・吉祥窟・阿弥陀窟・行者窟
朝日窟・緑ヶ岩屋・不動窟・弁財天窟・釣鐘窟・風天窟
鬼面洞窟・屏風窟・地藏窟・納経窟・観音窟・岩洞窟
菩提窟・峯の窟・毘沙門窟・堂の窟

頼巖上人の入山

僧頼巖が求菩提山護国寺に入山したのは、彼が晩年になってからのことである。頼巖は宇佐郡辛島村出身で、求菩提山中興の祖と言われ、堂社の修復や多宝塔の造立など数々の事業を行った。なかでも現在、国宝に指定されている「銅板法華経々筥」を、自ら勧進僧となつて多くの弟子と共に発願成就した。

銅板法華経は、高さ二一・四（センチメートル）、横幅一九（センチメートル）、厚さ二（センチメートル）の直方体の筥で、求菩提山五窟の内の第二窟である胎藏窟（普賢窟）に埋葬されていた。銅筥と法華経三三枚からなり、銅板には法華経八巻と般若心経が陰刻されている。また、経筥四面に

は仏像が線刻され、大銅板二面には阿弥陀三尊と釈迦・薬師如来が、小銅板二面には不動明王と毘沙門天が描かれている。経筥の底には康治元年（一一四二）十月二十一日に供養された紀年名が線刻されている。

頼巖には多くの弟子がいたが、なかでも「求菩提六哲」といわれた人たちがいた。「勢実・隆胤・幸賢・千慶・巖尊・隆鑿」らがそうである。なかでも上足の勢実は小勧進で、飯盛山東光寺（築城町寒田）を開山した人であり、巖尊は『彦山流記』に「如法寺住僧円城房巖尊」とみえ、英彦山銅板法華経の一枚目から九枚目にかけて経銘彫手をつとめた人である。

求菩提山の構成

求菩提山は護国寺を中心に、東・西・南・北と東北方、南東方にそれぞれ一山を有し、計六山（求菩提山六峰）が存在する。単に山が存在しているのではなく、護国寺を中心として「四方浄土」を意味し、信仰的方位軸を備えているのである。

- ・ 東は松尾寺医王寺（薬師浄土）
- ・ 西に飯盛山東光寺（阿弥浄土）
- ・ 南は宝勝山長福寺（釈迦浄土）
- ・ 北は求菩提山経塚（弥勒浄土）

がそれぞれ配置されていることが明らかになっている。求菩提山から発見されている経塚は、古くは平安時代まで遡り、紀年名や僧侶の名が記され、その数十数本に至っている。

求菩提山経筒一覽

経文	紀年名	願主	発見地
妙法蓮華経	保延六年十月廿二日	僧□□	
妙法蓮華経	保延六年十月廿二日	僧頼巖	吉祥窟
妙法蓮華経	保延六年十月廿二日	僧□□	
妙法蓮華経	保延六年十月廿二日	僧隆鑿	上宮八区
	康治元年九月廿四日	僧頼巖	犬ヶ岳
妙法蓮華経	康治二年十一月廿八日	僧嚴尊	上宮一九区
大勸進僧林我觀進所求菩提山行勝坊	久安六年三月十一日		
妙法蓮華経		僧行賀	護摩場地区
僧勢実勸進法界融作一	天永二年十月	僧勢実	
妙法蓮華経	長承二年八月廿九日	僧良仁	
金光明経			

は高臈を一〇年勤めた者でないと資格がもらえなかった。彼らの生活は檀家を一年に一回、お初穂巡りといって米・麦・粟等の穀物類を集荷し、その一部を山の神に納めた。

求菩提山は『一山五百坊』といって、霊山として崇拜されてきたが、明治元年の廃仏毀釈によって山は寺を廃し、神社に改宗された。

第二節 莊園の發達と武士のおこり

一 豊前国の莊園

古代をいかなる時点で終焉とするかはいろいろな説がある。本史では、律令国家体制が確立し、それが維持され、律令のもとに政治・社会が動いた時期を想定した。

莊園の發達

公地公民制を原則とした律令体制から、土地制度が徐々に崩壊し始め、田地を主体とした大規模な私的所有地制が誕生した。これを「莊園」(庄園)と呼んでいる。

莊園は八世紀末頃から十五世紀末ごろにかけて存在したが、初期における莊園制と終末期の場合では、土地所有・土地支配の内容的意味がかなり異なっていた。この時代の土地所有は、土地そのものの所有とは觀念されず、土地からの収益そのものが所有の本体であったのである。

莊園發達の起因は、律令政府による墾田政策にあった。当初は口分田の不足を補うことから始めた土地政策であったが、養老七年(七二三)の三世一身法や天平十五年(七四三)の墾田永世私財法の発布によって、土地の開墾を奨励したため、中央貴族や地方豪族たちはこれを直視し、積極的に進めるように